

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標
<u>1 現状</u> <u>(1) 地域の災害リスク</u> (地震・津波) 今後 30 年以内の発生確率が非常に高くなったとされる南海トラフ地震への備えが盛り込まれている海南市地域防災計画によると、海南市では最大 8 m の津波高、平均津波高 6 m が予測されている。 海南市南部に位置する下津町では、和歌山県津波浸水想定図によると、海岸沿い並びに下津港湾沿岸や加茂川の河口部分で 3.0m 以上 5.0m 以上浸水する箇所が広範囲に及ぶことが予想されている。 下津港湾沿岸には小売業が多く立地しており影響が懸念される。 (洪水) 海南市地域防災計画によると、下津町橋本、小松原、小南、下の地区では最大 5.0m 未満の浸水が予想されている。 小南地区では広い範囲で浸水が予想され、加茂川と明神川が合流する小南、下地区では 2.0m 未満の浸水が予測されている。 方北、方南地区では広い範囲で浸水が予想され、特に方南地区においては大東小学校の南西にあたる田畑では 2.0m 未満の浸水が予想され、地域内に点在している小規模事業者への影響は計り知れない。 (土砂災害) 海南市地域防災計画によると、地滑りを生じやすい三波川変成岩の地質特性から、下津町内における地滑り危険箇所は下津インターチェンジ周辺に見られる。 (その他) 下津町内には、低地（沖積平野）が加茂川沿いに広がる加茂谷とその支谷にある。 そのため雨台風や大雨が続くと川の増水や畑・道路等（一例 下津行政局前）への浸水被害が起こっている。 風台風と言われた平成 30 年 9 月の台風 21 号では下津町内でも最長 1 週間に及ぶ停電の発生と家屋の損害が相次ぎ長期間市民生活に支障が出た。 令和 5 年 6 月 2 日に発災した線状降水帯等の影響による豪雨災害では、地区内河川の氾濫や加茂郷・下津地区で床上浸水、床下浸水が多発し、廃業、解体せざるをえない事業所も多く出て、長期間市民生活に支障が出た。

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者等数 481人
- ・ 小規模事業者数 437人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	建設業	62	62	町内に広く分散している
	製造業	50	43	町内に広く分散している
	卸売業	27	21	町内に広く分散している
	小売業	100	88	加茂郷駅・下津駅前に多い
	飲食店・宿泊業	37	37	国道42号沿いに多い
	サービス業	77	67	町内に広く分散している
	その他	128	119	町内に広く分散している

(3) これまでの取組

① 海南市の取組

項目	年月	備考
海南市地域防災計画の策定		令和6年2月改訂
海南市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定		令和2年12月改訂
防災訓練の実施	令和6年11月10日	年1回実施
備蓄物資 (感染症等対策以外)		食料等（水・アルファ米等） 1.8万人の1日（3食）分
備蓄物資 (感染症等対策)		簡易トイレ関係、間仕切り、 使い捨て手袋・ガウン、 フェイスシールド等
土砂災害啓発研修会の開催	令和6年5月31日	下津第二中学校生徒・地域関係者
孤立集落通信訓練の開催	令和6年1月～2月	自主防災組織 43団体
地域防災活動支援事業重点 地区訓練の実施	令和6年11月	塩津地区

②当会の取組

項目	年月	備考
和歌山県火災共済協同組合と連携した火災保険への加入促進	通年	勧誘 106 件、加入 98 件
海南市が実施する防災訓練への参加及び協力	令和 6 年 11 月 10 日	職員が在住地区で参加
災害時の協力	災害時	被害情報を収集し和歌山県及び海南市担当課へ報告

2 課題

- ・現状では、海南市地域防災計画において下津町商工会は地域経済復興支援及び中小企業等の再建支援において、被災中小企業の自立、産業振興の支援、被災中小企業の自立支援について役割が盛り込まれているが、発災時に対応できるノウハウをもった人員が充分にいない。

3 目標

来会時や、個別訪問時に BCP の説明や災害に対する備え（火災共済保険の重要性・ハザードマップの確認等）を伝えることで、地道に啓発活動を実施し、事業継続力強化計画の策定に繋がるように努める。

また、昨今ではコンピューターウイルスや感染症等自然災害以外への備えも必要であることを事業者にも周知する。

○成果目標

	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度	合計
事業継続力強化計画策定事業者数	6	6	6	6	6	30
啓発者数（計画策定、災害リスク周知）	350	350	350	350	350	1,750
フォローアップ事業者数	6	12	18	24	30	90
事業者数（経済センサス）	437			—		

※事業継続力強化支援計画策定事業者数の数的根拠

経営指導員 2 名 × 事業者数 3 名 = 6 名

○実施目標

項目	目的	目標	
事前対策の必要性を周知	地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させる	開催する他のセミナーの中で周知することはもとより、窓口指導・巡回指導の際に危機管理の必要性を繰り返し周知する	年数回
小規模事業者の事業継続力の獲得と向上	地区内小規模事業者の事業継続力の獲得と向上に向け、訓練や事業継続力強化計画の作成や見直しを支援	職員派遣、専門家派遣のあつせんを行うと共に、窓口指導・巡回指導の際に危機管理の必要性を繰り返し周知する	年 6 事業者
情報連絡体制の整備	当会と海南市との間に発災時における連絡を円滑に行える体制を整備	当会と海南市の担当者会議を開催するなど、発災時の連絡方法や連絡時期を確認する	随時
連携体制の推進	当会と海南市との間で、発災後速やかな復興支援が行えるよう、復興支援に向けた情報共有や連携した支援体制を整備	当会と海南市の担当者会議を開催し、発災後の情報共有方法や復興支援関係者会議の開催時期、復興支援内容等を確認する	随時
保険・共済に対する助言	保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員の育成し、会員等に備えの重要性や見直しを助言する	勉強会開催や保険会社と共同で巡回指導を行うと共に、事業所訪問時に火災共済保険の案内をしたり、訪問時にハザードマップを事業者と確認する	年 1 回 述べ件数 24 件

○重点的支援目標

当会地域には管内では輸送業者（陸運・海運）が多いため、重点的に事業継続力強化計画の策定、更新を支援する。

具体的には、1年目は法人事業所に、2年目は個人事業主に計画策定済みかどうかの確認を実施し、3・4年目は未策定だった事業所に対する策定指導を実施する。
4年目にトラック協会・海運協会との情報共有を行い、5年目は既に策定した事業所に対し時事の見直しを指導する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

4 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和7年4月1日～令和12年3月31日)

5 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と海南市の役割分担、体制を整備し、連携して以下の事業を実施する。

1 事前の対策

① 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 来会経営指導時、巡回経営指導時にハザードマップ等を用いながら、事業立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・ 会報や海南市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

② 関係団体等との連携

- ・ 和歌山県火災共済協同組合等に専門家の派遣を依頼し、会員事業所以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催

③ フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・ 海南市防災担当部局、商工担当部局と商工会とで、本計画の進捗状況の確認や改善点等について協議する機会を設ける。

④ 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 災害を仮定して、関係市町村と連絡訓練を実施する。

2 発生後の対策

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

①応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。
(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と海南市で共有する。)

②応急対策の方針決定

- ・当会と海南市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨・強風の場合)
- ・職員自身の目視で命の危険を感じる降雨・強風状況の場合は、出勤をせず、職員自身が進まず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

被害規模

大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物全壊・半壊」等、大きな被害が発生している ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない。若しくは交通網が遮断されており、確認ができない
被害がある	・地区内1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない

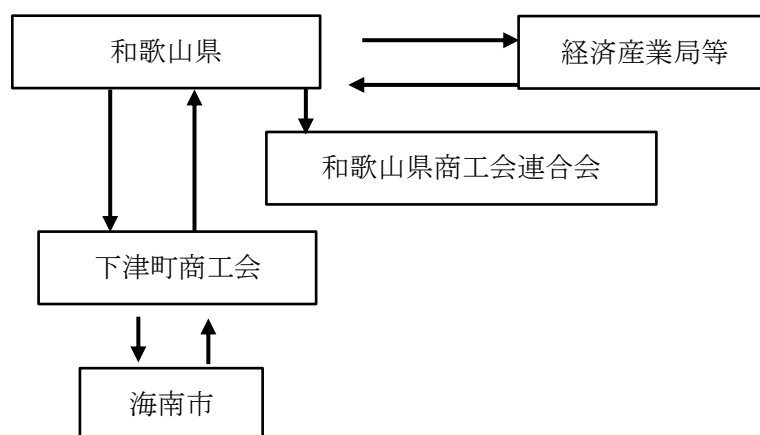
※なお、連絡が採れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と海南市は以下の間隔で被害情報等を共有する

発生後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヵ月	1日に1回共有する
1ヵ月以降	2日に1回共有する

③発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令等を円滑に行うことができる仕組みを構築する
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める
- ・当会と海南市は被害状況の確認方法や被害額（合計・建物・設備・商品等）の算定方法についてあらかじめ確認しておく
- ・当会と海南市が共有した情報を、和歌山県地域防災計画や海南市地域防災計画に基づき報告する他、県の指定する方法にて当会より県へ報告する。



④応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、海南市と相談する。（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や和歌山県、海南市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

⑤地区内小規模事業者に対する支援

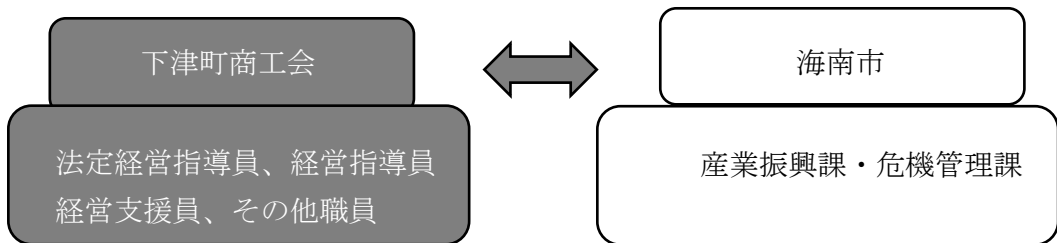
- ・海南市の方針に沿って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県に相談する。

⑥地区内小規模事業者に対する支援

- ・ 本計画は、下津町商工会及び海南市のＨＰ及び広報誌等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・ 本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに県商工振興課へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和 6 年 1 0 月現在)	
1 実施体制	
2 商工会による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	(1) 当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 西村孝彦 (連絡先は下記 3 (1) 参照) (2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等) ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う ・本計画の具体的な取組の企画や実行 ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1 年に 1 回以上)
3 商工会、海南市連絡先	(1) 商工会 下津町商工会 〒649-0121 和歌山県海南市下津町丸田 1 0 5 TEL : 073-492-4300 FAX : 073-492-4311 e-mail : simotu@violin.ocn.ne.jp (2) 関係市町村 海南市 産業振興課 〒642-8501 和歌山県海南市南赤坂 1 1 TEL : 073-483-8460 FAX : 073-483-8466 e-mail : sangyosinko@city.kainan.lg.jp

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
必要な資金の額	3 0 0	3 0 0	3 0 0	3 0 0	3 0 0
専門家派遣費	0	0	0	0	0
セミナー開催費	2 0 0	2 0 0	2 0 0	2 0 0	2 0 0
ちらし・パンフ作成費	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0

調達方法
会費収入、海南市下津町商工会事業補助金、和歌山県小規模事業経営支援事業費補助金 事業収入 等

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等